

0635

十月十四日

第一八〇一號

十

結

閱

受領明治廿年十月五日 結了明治 年

受領 職名

臨時支分一三〇号

廳名 外務省

件名

公使館復原並配置ノ件

大臣

三

次官

高級副官

主務副官(主計)

次官より参事奉詔奉移取扱、

白身我國政府より支拂ふべき使館へ復原並

配置ノ旨におかれ、適宜面会ありて之を後、

此後各所必要なる事項を以て之を復原並

配置ノ旨におかれ、適宜面会ありて之を後、

陸軍省 陸軍部 第九二號

十月五日

陸軍省

大臣

大官

凡此
以上
所



2890

陸軍大臣寺内正毅殿
一三二號
陸軍省
領區清泰第一二〇號

十月二日

陸軍省
清一七號

白耳義國政府に去明治三十四年九月ノ
北京議定書ヲ七條ニ依リテ在清口國ニ使
領護衛兵ヲ置クコトニ決シテ先期ニテ別紙
譯文ノ爲メ本邦駐劄司令官ニ使テ函索
シテ之ヲ得ル此旨移報申知
明治三十七年十月二日

外務大臣野田少村壽大

陸軍大臣寺内正毅殿



以書翰致啟とて、係ハ白首ニ義國政府
 八千九百一十一年九月七日、ソノ京ニ於テ、洞中ニ於テ
 議定書分七條ニ依リテ、得ルニ權能アリ
 用シテ、今ノ般ニ、ソノ系口ニ、公使館ヲ復舊ノ為メ
 永久ノ守備兵ヲ置クコトニ決定シ、ソノ各本
 政府ノ命ニ依リテ、之ニ及リ、通勝ニ、右ノ使
 館復舊ノ海軍兵隊ヲ將校一名、兵士二十名
 ニシテ、兵器、軍需品等ヲ携行スルコトヲ、十月十
 七日、アムステルダムニ於テ、行テ、カ、擧速ニ、ロイドニ、
 ノ、係船ヲ、フリント、アイテル、フリド、リ、セ、早ニ、乗、
 以上海ヲ、押テ、赴、任、スル、
 閣下ニ、向テ、教、意、ヲ、表、シ、キ、事、ナリ、大

千九百四年十月三日

メヌタン

外務大臣村野嘉吉閣下